

社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup>済生会

神栖済生会病院

診療情報・医用画像情報統合システムハードウェア

リース入札仕様書

令和 7年 7月

第1章 総則

本仕様書は、神栖済生会診療情報・医用画像情報統合システムハードウェアに係るリース入札に適用する。本仕様書については、主要事項のみを示したものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても当然備えるべき事項については含まれるものとする。なお、受注者はこの仕様書の内容を忠実に履行するほか、本件にかかる全体的なことについては、神栖済生会病院の担当者の指示に従うものとする。

第2章 入札物件の概要

1. 入札内容について

- (1) 神栖済生会病院診療情報・医用画像情報統合システム導入業者
富士フイルムメディカル株式会社（以下、富士フイルムメディカル(株)と記載）
東京支社/ITソリューションセンター 担当者: 鴨志田 雅哉
TEL 029-721-4151
- (2) リース算定基礎金額
¥48,479,200円(消費税を含まない)
- (3) 主な機器明細等(詳細については見積書を参照のこと)

区分	内容
ハードウェア	・サーバ(OS・ミドルウェア等含む) ・クライアントPC(OS・プラグイン・周辺備品を含む)
	・プリンタ関連機器
	・ネットワーク関連機器他
	・各種ハードウェア設定

2. リース料金の資定について

リース料金については下記事項を考慮の上算定すること。なお、責任の所在を明確にするため、当院及びリース業者並びに富士フイルムメディカル(株)において賃貸借に関する三者契約を締結するものとする。

- (3) リース料金は、上記対象物件を5年間(60カ月)のリースとした場合の月額料金を算出すること。
- (4) リース開始期は、診療情報・医用画像情報統合システム構築終了時(令和7年8月1日を予定)からとする。
- (5) 構築業者への支払いについては、富士フイルムメディカル(株)に問い合わせること。
- (6) リース料の支払いに関しては、月払いとしリース開始月月末支払うものとする。
- (7) リース契約満了後の物件については、当院へ無償譲渡とすること。ハードウェアの無償譲渡条件、ソフトウェアの無償譲渡(使用)条件については、リース業者／当院／富士フイルムメディカル(株)が協議のうえ3社覚書を締結するものとし、必要に応じリース契約書若しくは注文書の特約条項を定めるものとする。
- (8) リース契約満了後は、再リース契約は行わない。
- (9) 動産総合保険を付保する。

第3章 守秘義務

受注者は、本件業務の遂行上知り得た情報を他に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、下記に該当するものは、この限りでない。

- (1) この契約への違反によらずに公知であるか、または入手後公知となった情報
- (2) 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- (3) 本件業務と無関係に、当事者が開発した情報
- (4) 履行期間終了後の取扱い書面による同意を事前に得て開示された情報
- (5) 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

1. 納入後の取扱い

受注者は、本件業務の履行期間終了後、すみやかに、当院までに規定する情報（以下「非開示情報」といつ。）が記載または記録された文書、図画、電磁的記録等の媒体（複写物及び複製物を含む。）を返還し、返還が不可能または困難な場合には、当院の指示に従って、当該媒体を再生不可能な状態に消去または廃棄する。秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、履行期間終了後もなお有効とする。

2. 第三者へ委託を行う場合の取扱い

受注者は、当院の事前承諾がない限り、個人情報又は非開示情報の処理に係る業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。

受注者が当院の承諾を得て業務の一部を第三者に委託した場合には、当該第三者は、個人情報又は非開示情報に係る秘密保持について本契約における受注者の義務と同様の義務を負うものとする。

3. 検査及び報告

当院は受注者に対し、個人情報又は非開示情報の管理状況の調査を目的として、必要な範囲で受注者の実施する業務の作業場所に受注者の事業の妨げにならない方法で立ち入り調査を行うことができる。当院が、第三者機関に受注者の監査を実施させる場合も同様とする。当院が受注者に対し、個人情報又は非開示情報の管理状況について報告を求めたときは、受注者はすみやかに必要事項を報告しなければならない。

4. 事故時の対応

受注者は、発注者が保有する情報の不正使用、漏えい、滅失または毀損その他の事故が発生したときは、直ちに当院に報告し、その対応について協議する。

当院は、受注者に対し、問題の対処に必要な措置を求めることができる。

5. 事故時の責任分担

受注者の責に帰すべき事由により、発注者が保有する情報の不正使用、漏えい、滅失または毀損その他の事故が発生し、これにより当院または第三者に損害を生じさせたときは、受注者は当院または当該第三者に対し、その損害について賠償の責を負うものとする。

6. 電磁記録媒体等の取扱い

業務の情報等を電磁記録媒体等へ保存する際には、書込み後に書込み許可の爪を折る、またはCD-Rなどでは追記不可の措置を行ったうえで、入退室制御装置等で制御された区画に保管する

こと。なお、CD-RW 等は使用しない。また、廃棄する場合には物理的に破壊または破碎すること。電磁記録媒体等を送付する場合には、破損から保護するため、堅固なケース等に入れて送付すること。